

# 文 書 質 問 整 理 表

令和2年5月に開催予定としていた閉会中常任委員会の代替とし、奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づいて行った文書質問の質問内容と回答、またそれに対する意見・要望は次のとおりである。

常任委員会名 : 厚生消防委員会  
質 問 者 : 八 尾 俊 宏

## 1、質問内容及び回答

回答者：健康医療部長

(担当課：保健・環境検査課、保健予防課、医療政策課)

コロナ感染症対策について	<p><b>【質問の具体的内容】</b></p> <p>① PCR検査キットを補正予算でもう1セット購入するとの事ですが、どのような目的で、どのような効果がえられますか？また、検査希望者の対応はどのように考えているのか？</p> <p>② 奈良市立病院の医療従事者は、万全な装備で医療に従事できているのか？</p> <p>③ 奈良市と奈良県では、コロナ対策の連携は取れているのか？</p> <p>④ 5月7日奈良市の50歳男性が退院後再び、陽性になった報告があったが、退院後の経過はどのように管理しているのか？また、新聞報道によると、保健所は「ウイルスが何らかの形で残存していたと考えられ、再感染の可能性は低い」としていましたが、どのような根拠に基づいて判断したのか？</p> <p>⑤ 市長は今月中に地域外来検査センターを設けドライブスルー型の検体採取を始めるとの事ですが、概要をお伺いします。</p> <p><b>【回答内容】</b></p> <p>① PCR検査機器の購入における目的と効果、また検査希望者への対応について</p> <p>奈良市保健所では、4月20日以降PCR検査を開始し、現在、検査能力最大36検体/日で検査を実施しています。</p> <p>この検査機器を1セット増設することにより、検査能力最大72検体/日にまで引き上げ、今後必要とされる検査能力を高め、確定診断、感染状況の把握</p>
--------------	--

等のため、迅速かつ信頼性の高い検査結果を得ようとするものです。

PCR検査については、本人が希望して受けるのではなく、発熱や息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障がいなどの新型コロナウイルス感染症を疑う症状等があり、帰国者接触者外来、一般医療機関、保健所の医師が検査を必要と認めた場合に受けられるものです。

なお、軽症者の検査が効率的に受けられる地域外来・検査センター（ドライブスルー）を、本市においても5月21日から実施し、必要な人がタイムリーにPCR検査が受けられる体制を整えたところです。

#### ②奈良市立病院の医療従事者の装備について

市立奈良病院では患者及び感染が疑われる方に対応する医療従事者は、適切なPPEの装着を行っています。またマスク、ガウンなど感染防止の医療材料は毎日在庫状況を把握し供給体制も整えながら医療従事者の安全の確保を図っております。

#### ③奈良市と奈良県のコロナ対策における連携について

奈良県とは、当初から感染を心配する市民からの相談対応、帰国者・接触者外来への受診方法、患者発生時の情報共有および公表も合同で実施してまいりました。今後の医療体制など一層の情報共有を図るとともに、事態の早期終息に向けて更なる連携強化に取り組んでまいります。

#### ④退院後の患者の経過の管理について。また再感染の可能性が低いと判断した根拠について

新型コロナウイルス感染症で入院した患者は、主治医から退院後4週間の注意事項を指導され、手洗いや咳エチケットを励行すること、健康状態を毎日確認すること、咳や発熱などの症状が出た場合には保健所に連絡することになっています。

今般、再陽性となった患者は、退院後、体調や復職時期等について保健所と相談していたため、5月7日の時点で発熱や息苦しさなどを自覚した際にもただちに保健所に電話相談があり、そのため速やかな外来受診と検査がなされ、検査結果が陽性となったことから、当日再入院となったものです。

再感染については、本市保健所の丹念な聴きとりにより、22日の退院以降もっぱら外出を控え他人との接触を断っていたことが確認されたため、再感染

を疑う必要性はないと判断したところです。

また、WHO の見解に、「患者が回復後に再び陽性と診断されるケースについて再感染ではなく、まだ死滅した肺細胞の排出が続く」場合があること、さらに、白木公康氏の論文※に、「PCR 法では、回復期には陰性陽性を繰り返し、徐々に新型コロナウイルスは消えていく」事例及び本ウイルス回復後に陰性化したものの、1 カ月程度の間にも再度 PCR 法で検出された例が報道されていることに言及し、「これは新型コロナウイルス感染では不思議な現象ではない。ウイルスの完全消失までの経過で多くみられ、再感染は合理的に考えにくい。」と述べてあることなどから、保健所として、このような知見に基づき再感染の可能性は極めて低いと判断したものです。

※日本医事新報 No.5004 2020.3.21 より抜粋

⑨地域外来・検査センターにおけるドライブスルー型の検体採取の概要について

奈良市では、PCR 検査体制の拡大を図るべく、奈良市医師会の協力を得て、5 月 21 日からドライブスルー方式の地域外来・検査センターを開設し週二回、奈良市保健所の受診検査予約により一日最高 10 件の検体採取を行うことができることとなりました。

回答者：消防局長

(担当課：消防局 総務課 救急課)

コロナ感染症対策について

**【質問の具体的内容】**

- ⑤ コロナ感染患者から救急車の要請があった場合、病院までの搬送はどのようになるのか？
- ⑥ 他の症状で救急要請があり、病院搬送後コロナ感染者であると判明した時の対応はどのようになるのか？
- ⑦ 消防職員でコロナ感染者が発生した場合の対応はどのようになるのか？

**【回答内容】**

- ⑤ コロナ感染患者から救急車の要請があった場合、病院までの搬送はどのようになるのか。

新型コロナウイルス感染症の搬送につきましては、「新型コロナウイルスを指定感染症として定める等の政令」の施行により、感染症法の準用がなされ、医療機関までの移送は、都道府知事（保健所設置市の場合は市長又は区長）が行う業務とされております。特に、今般、厚生労働省から消防庁に対して、保健所等が行う新型コロナウイルス感染症の患者（疑似症患者を含む。）の移送について消防機関に対する協力の要請があったことから、消防庁から各都道府県消防防災主管部（局）長へ、保健所等と事前に十分な協議を行った上で、移送に協力されたい旨、「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」（令和2年2月4日付け消防消第26号消防庁消防・救急課長、消防救第32号消防庁救急企画室長通知。）により通知されているところです。消防局におきましては、保健所との間で締結している「一類感染症患者の移送に関する申し合わせ」に準じて、新型コロナウイルス感染症に係る搬送について保健所と連絡を密に調整し対応しております。しかしながら、患者の状態や複数の患者の発生及び移送車の故障等により移送車の対応ができない場合、並びに保健所長が救急車で移送が必要と認め消防長の下承が得られた場合には、消防局の救急車で対応する事案もあります。

- ⑥ 他の症状で救急要請があり、病院搬送後コロナ感染者であると判明した時の対応はどのようになるのか。

傷病者を病院搬送後に、その傷病者が新型コロナウイルス感染症に感染していたと判明した場合の対応については、前述しました消防庁からの通知で、「傷

病者を搬送後、当該傷病者が新型コロナウイルス感染症の患者と判明した場合には、保健所等から助言を得ながら、対応に当たった救急隊員の健康管理及び救急車の消毒等を徹底すること」と記載されております。消防局におきましても、保健所と情報共有を密に連絡体制をとり、本通知を遵守しております。

⑦ 消防職員で感染者が発生した場合の対応について

消防隊員等の交替勤務者で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の対応ですが、消防局の交替制勤務の形態は、24時間交替の3部勤務で運用しています。

交替制勤務者は、24時間、同じ空間及び時間等を共有し勤務を共にしていることから、感染者が発生した場合は、同所属の中隊で当該感染者が罹患したと疑われる時期に勤務を共にした職員を濃厚接触者として判断し自宅待機を命じます。自宅待機となった中隊への職員配置は、感染者が出ていない残りの2つの中隊の職員を配置換えにより補充し、3部勤務を維持します。当該対応により中隊の配置人数が減員されますので、配置職員数に合わせて段階的に乗り換え運用や減隊等を行い縮小していく計画を策定しています。

交替勤務者の感染拡大は、消防力の減退に直接影響することから、職員間の感染防止対策として、事務所内での机の配置や仮眠室の就寝ベッドの間隔を広げる、執務室の分離及び食事時間をずらす等による職員間の接触機会を極力減らす取り組み、また寝具類の共用の廃止等の感染防止対策を実施しています。

本部各課等の日勤勤務者から感染者が発生した場合は、同執務室等で勤務する濃厚接触者と判断される職員に対し自宅待機を命ずることになります。

回答者：子ども未来部長

(担当課：子育て相談課)

コロナ感染症対策について	<p><b>【質問の具体的内容】</b></p> <p>⑧ コロナ対策で、子どもたちが家にいる機会が多いが児童虐待が多発していないか？またその時の対応は出来ているのか？</p> <p><b>【回答内容】</b></p> <p>⑧子どもが家にいる機会が多いが、児童虐待が多発していないか。またその対応について。</p> <p>本年3月から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により学校等が休業となり、今年3月の児童虐待相談対応件数は、昨年3月の71件から53件に減っています。これは新型コロナウイルス感染症の影響による学校等の臨時休業により、児童の状況を把握することが難しくなったことも大きな要因ではないかと考えています。</p> <p>子どもの見守りの機会が減り、児童虐待のリスクが高まる中で、国は令和2年4月27日付けで「子どもの見守り強化アクションプラン」を示しています。</p> <p>これを受けて本市でも、要保護児童対策地域協議会が中核となり、協議会構成機関と連携し、支援が必要な子どもの状況確認等、児童虐待の早期発見・早期対応・虐待を未然に防ぐ取り組みを強化しております。</p>
--------------	--

回答者：福祉部長

(担当課：障がい福祉課)

コロナ感染症対策について

**【質問の具体的内容】**

⑩ 視覚障害者の方々が厳しい状況に置かれていると新聞で目にしました。外出に付き添うヘルパーさんが確保できなかつたり、行政がホームページ上で発信する情報も入手しづらいとの事ですが、奈良市の状況はどのようになっていますか？他の障害者の状況もお伺いします。

**【回答内容】**

⑩視覚障害者の方がヘルパーを確保できなかつたり、行政がホームページで発信する情報を入手しづらかつたり、厳しい状況に置かれているが奈良市はどのような状況か。また、他の障害者はどうか。

現在は、社会的距離を保つ、また、マスクをするといった生活様式が一般化しているところであり、例えば、視覚障害のある方は、物に触れながら周囲の環境を理解することに困難を感じられる、また、聴覚障害のある方は、話し手の口の動きが読み取れないため意思疎通に困難を感じられるなど、障害のある方々が厳しい状況にあることは認識しております。

まず、このような状況のなかでも、障害のある方の必要な外出支援に支障があつてはならないことから、本市といたしましては、各ヘルパー事業所等に対し、十分な感染対策を講じたうえでサービスの提供を極力継続して頂けるよう協力を要請しております。

次に、障害のある方への情報保障の取組といたしましては、当課窓口や電話での問い合わせに対しては、福祉に関する必要な情報提供を行いつつ、ご相談等にもきめ細かく対応を行つてきております。また、手続書類等をはじめとした情報の提供に際しては、例えば点字シールを貼付するなど、当事者の障害特性に寄り添った手法をとるよう心掛けているところです。

## 2、意見・要望

八尾俊宏議員の意見・要望はありません。